

## 伊東市放射線量測定器貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域における市民が集う場所等における放射線量を把握するため、市が保有する放射線量測定器（以下「測定器」という。）を団体等に貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者等)

第2条 測定器の貸出しの対象者は、伊東市内の次に掲げるものとする。

- (1) 行政協力委員長
- (2) 分譲地等（伊東市土地利用事業等の適正化に関する指導要綱（昭和63年伊東市告示第18号）別表に規定する別荘地及び住宅地並びにこれに類するものをいう。）において形成する自治組織（原則として、50世帯以上の定住者戸数を有するものに限る。）の長
- (3) その他市長が認める団体等の代表者

(貸出期間及び貸出日)

第3条 測定器の貸出期間は、原則1日とし、貸出日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く毎日の午前9時からとし、当日の午後5時までに返却するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出台数)

第4条 測定器の貸出台数は、1回につき1台とする。

(貸出料)

第5条 測定器の貸出しは、無料とする。

(所管課)

第6条 測定器の貸出し及び返却の手続は、市民部環境課において行う。

(貸出申請等)

第7条 測定器の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊東市放射線量測定器貸出申請書（別記様式）を市長に提出するものとする。

- 2 申請者は、前項の申請書に測定責任者（実際に測定を行う者をいう。）の健康保険証、運転免許証その他本人であることを確認できる書類の写しを添付するものとする。

(貸出許可等)

第8条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、測定器を貸し出すものとする。

(貸出中の管理等)

第9条 測定器の貸出しを受けた者（以下「使用者」という。）は、測定器を常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。

2 使用者は、測定器を第三者に転貸し、譲渡し、又は担保に供することをしてはならない。

3 使用者の責めに帰すべき事由により測定器を損傷又は紛失したときは、使用者の負担においてこれを修理し、又は補償するものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(協力)

第10条 市長は、使用者に対し、測定値等のデータの提供その他の協力を求めることができる。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、公示の日から施行する。